

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月25日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	尾崎方哉
同上	藪浩昭

第1 監査の期間

平成30年9月10日から平成31年2月8日まで

第2 監査の対象

- 1 学校教育活動交付金
- 2 部活動交付金

第3 監査の項目

- 1 財政援助団体関係
 - (1) 申請書、請求書等の提出の適時性
 - (2) 対象事業の計画性及び有効性
 - (3) 出納関係書類の整備及び保管状況
 - (4) 会計経理の適正性
 - (5) 精算報告及び返還金処理の適正性
 - (6) 会計上の責任体制の確立、内部統制の有効性
 - (7) 現金、預金通帳等の管理体制
 - (8) 監査役、監事の独立性
 - (9) その他
- 2 所管課関係
 - (1) 交付決定の適法性
 - (2) 交付要綱の整備状況
 - (3) 交付目的及び補助事業内容の明瞭性
 - (4) 補助金等の額の算定及び手続の適正性
 - (5) 実績報告書等による補助金等の効果及び条件履行の確認
 - (6) その他

第4 監査の結果

監査の結果は次表のとおり、おおむね良好であった。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

1 学校教育活動交付金

監査対象年度	平成29年度
監査実施日	平成30年11月8日から平成31年2月7日まで
財政援助団体	和歌山市立の各小中学校及び義務教育学校
所管課	教育委員会事務局 教育学習部 教育政策課
補助金額	16,386,137円
監査結果	おおむね良好であった。

2 部活動交付金

監査対象年度	平成29年度
監査実施日	平成30年11月15日、11月27日、平成31年1月31日
財政援助団体	和歌山市小学校長会及び和歌山市中学校長会
所管課	教育委員会事務局 教育学習部 教育政策課
補助金額	13,876,350円
監査結果	おおむね良好であった。